

平成 30 年 7 月 13 日

公益財団法人日本関税協会
大阪支部 事務局長 殿

大阪税関

監視部管理課長 濱 田 隆 治
業務部管理課長 田 中 伸 一

平成 30 年 7 月豪雨の特定災害への指定等について（依頼）

平素は税関行政に御理解と御協力を賜り誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 7 月豪雨については、関税法第 2 条の 3 第 1 項に定める特定災害に指定され、当該災害により相当な損害を受けた地域（以下「指定地域」という。）が指定されましたのでお知らせします。

これにより、今回の豪雨の発生当時、指定地域に住所又は居所を有していた被災者については、豪雨の影響により行うことが困難であった申請等の期限が自動的に延長されます。

指定地域等の詳細については、税関ホームページに掲載しておりますので、御確認ください。

※税関ホームページ (http://www.customs.go.jp/news/news/20180710_index.htm)

つきましては、本件について貴会会員の皆様に周知していただきますよう、お願い申し上げます。